

令和4年度 文教委員会資料⑪

【議案第102号】

川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市平和館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市平和館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市平和館条例 平成3年12月25日条例第27号 別表（第4条、第5条関係）					○川崎市平和館条例 平成3年12月25日条例第27号 別表（第4条、第5条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	全日 9時～9時30分		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	全日 9時～9時30分
屋内広場	4,070円	5,600円	7,630円	17,300円	屋内広場	4,000円	5,500円	7,500円	17,000円
第1会議室	710円	1,120円	1,420円	3,250円	第1会議室	700円	1,100円	1,400円	3,200円
第2会議室	910円	1,320円	1,830円	4,060円	第2会議室	900円	1,300円	1,800円	4,000円
第3会議室	300円	500円	710円	1,510円	第3会議室	300円	500円	700円	1,500円
研修室	400円	610円	810円	1,820円	研修室	400円	600円	800円	1,800円
控室	810円	1,120円	1,520円	3,450円	控室	800円	1,100円	1,500円	3,400円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割増相当額とする。				
2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における規定使用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を超過使用料として徴収する。					2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における規定使用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を超過使用料として徴収する。				
2 設備使用料については、市長が別に定める。					2 設備使用料については、市長が別に定める。				